



平成24年5月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 幸 栄
(J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成24年6月28日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 単元株式数の変更

平成19年11月27日に、株式市場における単元株式数を100株に統一することを目的として、全国証券取引所より公表された「売買単位の集約に向けた行動計画」の要請に従い、当社株式の単元株式数（売買単位）を見直し、10株から100株に変更するものです。

詳細については、本日開示の「単元株式数の変更に関するお知らせ」をご覧ください。

(2) 単元未満株の買増制度

株主の皆様の単元未満株式の売渡請求について規定を新設するものです。

詳細については、本日開示の「単元未満株式の買増制度」のご案内について」をご覧ください。

2. 定款変更の内容

定款の一部変更の内容は、添付別紙をご覧ください。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日（木）

定款変更の効力発生日 平成24年8月1日（水）

以 上

別紙)

定款の現行および変更案の対比表

単元株式数の変更および単元未満株の買増制度

(下線は、変更部分)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条</p> <p>当社の単元株式数は、<u>10</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第<u>8</u>条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条</p> <p>当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 8 条 当社の株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(単元株式数に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 7 条および第 8 条の変更は、平成 24 年 8 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は効力発生後、これを削除する。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第<u>9</u>条 (現行どおり)</p>

※ 本件については、平成24年6月28日開催予定の第18期定時株主総会において、ご承認をいただいた後、平成24年8月1日付をもって、株式会社大阪証券取引所における売買単位を10株から100株に変更します。